Labor　Management　2026年1月号 VOL.436

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR
〒530-0004　大阪市北区堂島浜1-1-8
堂島パークビル3階
tel 06-6345-3777 fax 06-6345-3776

子ども・子育て支援金の賦課・徴収について

令和８年４月分（５月末納付分）より、労使折半で子ども・子育て支援金を負担します。
医療保険料と同様、毎月の賃金ならびに賞与から徴収されることになっており、産休中や育休中の場合は免除されます。制度の適用開始は、任意継続被保険者も同様です。

支援金率と年収別の負担額

負担額は、標準報酬月額ならびに標準賞与額に支援金率を乗じて求められます。支援金率は国が一律で定めることとされており、0.24%から段階的に引き上げられ、令和10年度に0.4%になる予定です。被保険者一人当たりの平均負担額は、令和８年度では450円、令和９年度では600円、令和10年度では800円と見込まれています。

給与明細への表示

『こども未来戦略「加速化プラン」に基づく給付拡充と 子ども・子育て支援金制度の周知について』

こども家庭庁より経団連を通じて標記に係る周知依頼がありますので、会員の皆様にお知らせいたします。
（中略）・ 被保険者から保険料を徴収する際に保険料額の内訳として子ども・子育て支援金額を示すことは法令上の義務ではありませんが、本制度が社会全体でこどもや子育て世帯を応援する趣旨であることを踏まえて、給与明細書にその内訳を示す取組についてご理解・ご協力をお願いしたいこと。
※ 給与明細書に内訳を示すことが難しい場合も、保険料の一部に子ども・子育て支援金が含まれることについて、被保険者に周知頂きたいこと。
※出典：【経団連】こども未来戦略「加速化プラン」に基づく給付拡充と 子ども・子育て支援金制度の周知について

支援金は以下の事業に充てられます

① 児童手当の抜本的な拡充
所得制限を撤廃、高校生年代まで延長、第3子以降は3万円に増額（令和6年10月から）

② 妊婦のための支援給付（出産・子育て応援交付金）
妊娠・出産時に10万円の経済支援（令和7年4月から制度化）

③ 乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）
月一定時間までの枠内で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みの創設（令和8年4月から給付化）

④ 出生後休業支援給付（育休給付率の手取り10割相当の実現）
子の出生後の一定期間に男女で育休を取得した場合に、育児休業給付とあわせて最大28日間手取り10割相当となるよう給付の創設（令和7年4月から）

⑤ 育児時短就業給付（育児期の時短勤務の支援）
2歳未満の子を養育するために時短勤務をしている場合に、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給（令和7年4月から）

⑥ 国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置
自営業やフリーランス等の国民年金第1号被保険者について、その子が1歳になるまでの期間の国民年金保険料を免除（令和8年10月から）

【(全国健康保険協会)「子ども・子育て支援金について」】
https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~/media/Files/shared/direction/dai138kai/2025112814.pdf
【(経団連)こども未来戦略「加速化プラン」に基づく給付拡充と 子ども・子育て支援金制度の周知について】
https://www.shizuokakeikyo.or.jp/article.php?id=1362&mode=modal
【(こども家庭庁)子ども・子育て支援金制度について】
https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkin

特定社会保険労務士　中島康之